

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第18号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鴨川市芝浜プールの項を削る。

第3条ただし書を削る。

第8条第1項中「のうち、芝浜プールを除く施設」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。